

酪農経営改善緊急支援事業
～Q & A～
(未定稿)

令和4年12月

(令和5年2月21日改訂)

農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課

問1 事業の目的及び内容いかな。

(答)

ウクライナ情勢や円安等の影響による飼料費等の高騰により、生乳の生産コストが上昇する一方、新型コロナウイルス感染症の影響等による牛乳乳製品需要が低迷し、生乳の需給ギャップの解消が緊急的な課題となっているため、生産者の抑制的な生産への取組を支援し、生乳の需給ギャップを早期に改善するとともに、収益の安定を通じた酪農経営の改善を図ります。

内容については、生乳の需給ギャップを改善するため、生産者が早期に低能力牛（乳用経産牛）を削減し、一定期間、生乳の生産抑制に取組む場合、生産者団体等の一定の負担を要件に、奨励金を交付します。

問2 本事業によってどのくらい需給ギャップが解消されるのか。

(答)

生乳の需給ギャップの解消のため、生産者団体で実施している生産抑制の取り組みや、生産者団体、乳業メーカーで協調して取り組んでいる乳製品の在庫対策並びに消費拡大の取り組みの他、令和4年度第2次補正予算において、本事業や、乳製品の長期保管の取組や需要拡大の取組に対する支援を措置しており、これらを組み合わせると需給ギャップ約40万トンの解消を図ることとしています。

問3 奨励金の単価いかな。

(答)

本事業は2段階の取り組みとして、令和5年3月から9月までに低能力牛を削減した場合にあっては、第1次取組として、削減した経産牛1頭あたり15万円に生産者等の積立て（5万円/頭）を上乗せして20万円とします。

令和5年10月から令和6年3月までに低能力牛を削減した場合にあっては、第2次取組として、削減した経産牛1頭あたり5万円とします。

問4 交付ルートいかな。

(答)

事業実施主体については公募により選定され、事業実施主体から取組主体を経由し生産者、又は事業実施主体から直接生産者に奨励金が交付されます。

問5 一定の生産者等の負担とは何か。

(答)

第1次取組として、令和5年3月から9月までに低能力牛を削減する場合にあっては、奨励金の単価について、削減頭数1頭あたり国が15万円に加え、生産者等が積立て等を行い、削減頭数1頭あたり5万円を上乗せすることが要件であることから、その積立ての拠出を負担することを指します。

問6 生産者は必ず負担しないとイケないのか。(生産者以外の団体等の拠出でも対象となるのか。)

(答)

積立ての拠出については、生産者や生産者団体、乳業者等を想定していますが、3者のうち少なくとも1者が負担すればよいので、生産者が負担することが必須ではありません。(経費負担割合については任意。)

問7 生産者等の積立等がない場合は事業対象とならないのか。

(答)

第1次取組の5万円上乗せ分の実施は必須要件であり、担保できない場合は、補助金交付できません。

問8 廃業する生産者も対象となるのか。

(答)

本事業は、生乳需給のギャップを解消することを目的としており、廃業対策ではないため、生乳生産抑制計画において、令和6年度までに廃業を予定している者(令和4年度中に廃業し、令和5年度以降の生乳出荷量がゼロとなる計画を含む。)は対象外とします。なお、申請後、令和4年度中に廃業した場合も同様です。

問9 第2次取組は生産者等の負担は必要ないのか。

(答)

第2次取組は、生産者等の負担は要件としていませんが、取組主体等が独自に対策を講じることを拒むものではありません。

問 10 第 2 次取組だけ実施することは可能か。

(答)

第 2 次取組だけ実施することは可能です。なお、早期の生乳需給ギャップの解消が目的であることから、予算は第 1 次取組の要望から優先されるため、第 2 次取組は第 1 次取組の要望状況によっては行われません。

問 11 第 1 次取組と第 2 次取組の両方に取り組むことは可能か。

(答)

第 1 次取組と第 2 次取組の両方に取り組むことは可能ですが、問 9 のとおり、早期の生乳需給ギャップの解消が目的であることから、予算は第 1 次取組の要望から優先されるため、第 2 次取組は第 1 次取組の要望状況によっては行われません。

問 12 生乳を複数に出荷をしている場合、片方の生乳出荷量を削減すればよいのか。

(答)

複数先に出荷している場合、削減する量は出荷先全ての出荷量から算出しなければなりません。

問 13 系統外出荷しているが、事業の対象となるのか。

(答)

事業参加者の出荷先について制限はありませんが、本事業の事業実施主体は公募により選定された団体等であることから、事業参加については取組主体もしくは事業実施主体に相談してください。

問 14 生乳を農協等に出荷せず、自ら乳業等に販売や乳製品の処理をしている場合は、事業実施主体となれるのか。

(答)

事業実施主体の要件として、①横断的な生乳需給の調整が行なうことができること、②奨励金と別途、生産者等の負担による積立て等を行う奨励金の交付と併せて交付することとしております。

少なくとも自ら生乳を販売している場合や乳製品の処理をしている場合は①の横断的な生乳需給の調整が行なえと判断できないため、事業実施主体の要件を満たしていないと考えられます。

問 15 低能力牛とはどのような牛を指すのか。

(答)

事業に参加する酪農経営体が、経営の中で生産効率が悪い牛や体細胞数や細菌数が多い牛、搾乳ロボットに乳房の形状が合わない牛など経済合理性が低い牛を自ら選定する必要があります。

なお、酪農家が策定する生乳生産抑制計画において、低能力牛の選定理由を記入する必要があります。

問 16 削減しようとする牛について、家畜市場や家畜商を介してと畜処理する場合は対象となるのか。この場合、どのように確認すればよいか。

(答)

家畜市場や家畜商を介してと畜処理された場合においても、事業の対象としますが、対象となる日付はと畜処理された日となります。

この場合、対象牛をと畜したことがわかるよう、食肉処理場で発行された伝票や牛個体識別データによる移動履歴等を譲渡により確認してください。

問 17 どのような生産者が対象者になれるのか。

(答)

要領第5に記載のとおりです。

問 18 生乳生産抑制計画は酪農家が策定する必要があるのか。

(答)

事業参加する酪農経営体ごとに計画を策定する必要があります。

問 19 対象となる牛については、飼養期間の要件はあるのか。

(答)

本事業の対象となる牛は経産牛であることが要件ではありますが、事業に参加する酪農経営体における飼養期間について、特段要件はありません。

問 20 令和5年度の削減量については、経産牛削減1頭あたり7.5トン以上となっているが、経産牛1頭あたりの年間平均生乳出荷量が7.5トンを下回る場合はどうすればよいのか。

(答)

標記の場合にあっては、令和5年度の生乳全出荷量が、令和3年10月から令和4年9月までの経産牛1頭あたりの年間生乳出荷量と比較して、削減頭数1頭あたり当該平均出荷量以上抑制すれば対象となります。

問 21 問20における年間平均生乳出荷量はどのように算出すればよいのか。

(答)

問20における年間平均生乳出荷量については、年間の全生乳出荷量から、年間の経産牛の延べ頭数を除いて算出すること等考えられますが、対外的かつ合理的に説明できる理由を申請書等に記載・整理いただくようお願いします。

問 22 新規就農者はこの事業の対象となるのか。

(答)

原則として、令和4年8月以前の新規就農者が取組む場合は対象とします。

問 23 新規就農者が対象となる場合、削減の基準となる生乳出荷量はどのように算出すればよいのか。

(答)

新規就農者については、就農時は令和4年9月までの生乳出荷量から、基準期間(令和3年10月～令和4年9月)に相当する1年間の生乳出荷量を算出すること等が考えられますが、対外的かつ合理的に説明できる理由を申請書等に記載・整理いただくようお願いします。令和5年度の生乳全出荷量は上記により算出した生乳出荷量から抑制数量を減じた数量以下とすることで要件を満たすこととみなします。なお、令和6年度の生乳全出荷量については、令和5年度の生乳全出荷量以下であることが必要です。

問 24 対象となる牛の月齢制限はあるのか。

(答)

月齢制限は特にありませんが、事業に参加される酪農経営体が経済合理性の低

い牛と判断する経産牛が対象となります。

問 25 事業の対象となる経産牛についてはどのように確認すればよいか。

(答)

独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別データにて、確認することが可能です。

問 26 事業実施期間中に低能力牛の頭数削減を変更することは認められるのか。

(答)

事業実施期間中（令和4～5年度）において、低能力牛の削減頭数を変更する場合は、生乳生産抑制計画を速やかに修正し、取組主体や事業実施主体に承認を得る必要があります。なお、事業実施期間後に生乳生産抑制量の変更が生じる場合にはあっては、要領の附則2及び3以外による変更は認められません。

問 27 令和5年度に生乳生産削減量が要件を満たなかった場合にペナルティ等があるのか。

(答)

令和5年度の生乳生産削減量が、事業参加者が策定した生乳生産抑制計画における目標値に満たなかった場合は、原則として補助金返還となります。

問 28 問24について、取組主体全体として目標を達成していれば、事業参加者単位で目標未達であっても補助金返還が生じるのか。

(答)

要領第15の1において、「本事業に参加する酪農経営体が第6の成果目標を達成しなかった場合、又は令和5年度の生乳の出荷量がない場合は、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」としており、補助金返還となります。

問 29 令和6年度の生乳生産抑制量について、原則令和5年度以下となっているが、必ず守らないといけないのか。

(答)

令和6年度の生乳生産抑制量については、要領第5の(2)のウにおいて、原則、令和5年度の生乳の全出荷量以下であることが要件となっております。

ただし、附則2において、「生乳需給状況の改善等により、令和6年度におい

て生乳生産の抑制の必要がなくなったと判断できる場合は、この限りでない」としており、その判断については、附則3において、畜産局長が別に示す生乳需給の改善判断基準等に基づくこととしております。

問 30 生乳生産抑制計画については、第1次取組分と併せて第2次取組分も記載するのか。

(答)

生乳生産抑制計画については、まずは、第1次取組分を希望する酪農経営体を対象に。第1次取組分の計画を策定して頂きます。

なお、第2次取組については、(第1次取組分とは別に令和5年7月頃から要望調査を予定しています。)8月頃(予定)から第2次取組分を加味した計画を策定して頂くこととなります。

また、第1次取組と第2次取組の両方に取組む場合にあっては、第1次取組分の計画変更として策定して頂く予定です。